

## 神戸市火災予防規則の一部改正に関する意見募集の結果及び神戸市の考え方

### 1 意見募集期間

2026年1月23日（金曜）～2026年2月24日（火曜）

### 2 意見募集の結果

2件

### 3 規則（案）に関するご意見に対する神戸市の考え方

※ご意見の内容は趣旨を損なわない程度に要約しています。

No.	ご意見の内容	ご意見に対する神戸市の考え方
1	<p>・大規模火災について</p> <p>糸魚川市の大規模火災以降、全国で火災対策が見直されてきたが、大分市でも新たに大規模火災が発生した。神戸市でも同様のリスクがあるため、今回の改正に佐賀関の火災から得られた教訓が反映されているか。</p> <p>・サウナおよび無人施設について</p> <p>サウナでの閉じ込め死亡事故が起きており、今回の改正にそうした事案の教訓が反映されているかを確認したい。また、無人の民泊やフィットネス、日焼けサロンなどリモート施錠を伴う無人化施設の増加に伴い、同様の危険が生じ得るのではないか。</p>	<p>糸井川市や大分市（佐賀関地区）で発生した密集市街地における大規模火災については、強風や乾燥といった気象条件も被害の拡大に影響したことから、密集市街地を有する本市においても同様の危険性があることを改めて示すものであり、重要な教訓として受け止めています。</p> <p>そのため、今回の改正においては、林野のみを対象とした制度ではなく、市全域を対象とする「火災注意報」・「火災警報」として発令できる制度としています。</p> <p>本規則改正は、関係省令及び告示改正に基づき、簡易サウナ（バレルサウナ及びテントサウナ）の基準を規定することを内容としているものであり、御意見にあります事故の内容は、直接的に関係するものではありません。</p> <p>ただし、サウナ施設の安全管理という観点から、今後、当該事故の詳細な情報が公表され、対策が必要と判断された場合は、関係部局と連携し、必要な対応を検討してまいります。</p>
2	<p>近年の大規模な林野火災を踏まえた「林野火災に関する注意報」新</p>	<p>火災注意報は、少雨情報や気象注意報などに基づき、火災発生の危険性が高まって</p>

<p>設と警報基準の見直しについては、早期の注意喚起を目的とする点で理解し賛同する。一方で、適切な管理体制を備えたキャンプ場での焚火や火気使用まで一律に制限されると、事業継続や公共的活動に支障が生じる恐れがある。</p> <p>当法人では、里山を活用した防災教育や火育、焚火・直火講習、アウトドアサウナなどを安全管理のもとで実施しており、観光・地域振興にも寄与している。厳格な管理体制を敷いており、これまで重大事故もない。</p> <p>しかし、注意報発令時に一律で火気使用が禁止されると、教育的・公共的価値を持つ活動の実施が困難になり、安全に火を扱う機会が失われる懸念がある。</p> <p>そのため以下を要望する：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市が認めた安全管理基準を満たす施設には、注意報発令時でも条件付きで火気使用を認める運用を検討すること。</li><li>・事前登録制などにより管理能力が確認できる施設では、一律禁止ではなく現場判断を可能にする制度設計とすること。</li><li>・注意報と警報の役割を明確に区別し、注意報は注意喚起を中心とした段階的運用とすること。</li></ul> <p>火を遠ざけるだけでなく、安全に扱える人材と環境を育てることが重要であり、実情と公共的役割を踏まえた現実的な制度運用を求める。</p>	<p>いる状況において注意喚起を行うものであり、発令中は火気の使用を控えるよう努めていただく必要があります。</p> <p>火災警報は、さらに警戒を要する状態に発令され、より強い規制を行うものです。発令中は、市域全体で火災リスクが著しく高まっている状況にあることから、市民の安全確保と火災発生の抑止を最優先に考える必要があります。</p> <p>防災教育や地域振興、適切な安全管理のもとで行われる体験活動が重要であることも十分に認識していますが、火気使用に関する一定の制限は、市民生活を火災から守るために必要な制度ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
---	---